



しあわせ信州

宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称：盛土規制法) に関する説明会

長野県 建設部 都市・まちづくり課
長野市 建設部 建築指導課 盛土規制対策準備室
松本市 建設部 建築指導課

目次

1 盛土規制法の概要

- 1-1 盛土規制法の目的、背景
- 1-2 盛土規制法の概要
- 1-3 長野県における規制区域

2 盛土規制法の規制対象について

- 2-1 規制対象となる工事の規模
- 2-2 許可対象の考え方
- 2-3 許可を要しない工事、許可の特例
- 2-4 届出を要する工事
- 2-5 許可と届出の規模の整理

3 許可申請等の手続き

- 3-1 工事完了までの流れ
- 3-2 責任の所在の明確化
- 3-3 申請者、申請先、手数料、標準処理期間

4 技術的基準

- 4-1 土地の形質の変更に係る技術的基準
- 4-2 土石の堆積に係る技術的基準

5 おわりに

はじめに

- ◆長野県では、**令和7年5月26日に規制区域を指定**し、盛土規制法の運用を開始します。
- ◆本日の説明会は、建設業者、調査設計業者、不動産取引関係者等の建設関係事業者様を対象に、盛土規制法を広く周知することを目的としております。従いまして、盛土規制法の「概要」・「申請、手続き」・「技術的基準」等を中心に要点を絞ってご説明いたします。
- ◆本日の内容については現時点のものであり、運用開始までに今後変更となる場合があります。
- ◆盛土規制法に関する申請・手続き、技術的基準に関する情報については、県等のホームページで公開予定です。随時更新を行いますので、最新の情報はホームページをご確認ください。

2

1 盛土規制法の概要

3

1-1 盛土規制法の目的、背景

1 盛土規制法の概要

■ 盛土をめぐる現状 ■

- 令和3年7月、静岡県熱海市伊豆山地区で大雨により、盛土の崩落を伴う大規模な土石流が発生し、甚大な人的・物的被害が生じた。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



国交省資料より

■ 制度上の課題 ■

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制
⇒各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していた。**
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

4

1-1 盛土規制法の目的、背景

1 盛土規制法の概要

危険な盛土等を**全国一律の基準**で包括的に規制する法制度が必要

- **盛土等による災害から国民の生命・身体を守る**観点から、盛土等を行う土地の用途（宅地・森林・農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正

「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」を制定

令和4年5月27日公布
令和5年5月26日施行

- 国土交通省・農林水産省による共管法
- 国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

5

1-2 盛土規制法の概要

1 盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

- ・都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途に関わらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定する。
- ・土地の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可/届出の対象とする。

2. 盛土等の安全性の確保

- ・規制区域内で盛土等を行う場合は、災害防止のために必要な許可基準が設定され、あらかじめ許可が必要となる。
- ・施工中・完了時の安全確認として定期報告、中間検査、完了検査を実施する。

3. 責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地では、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有する。
- ・災害防止のために必要な時は、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令することができる。

4. 実効性のある罰則

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑※や罰金刑の水準を強化している。

(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

※2025年6月1日施行の改正刑法により、「拘禁刑」となります。

6

1-2 盛土規制法の概要

1 盛土規制法の概要

■ 盛土規制法で指定される規制区域 ■

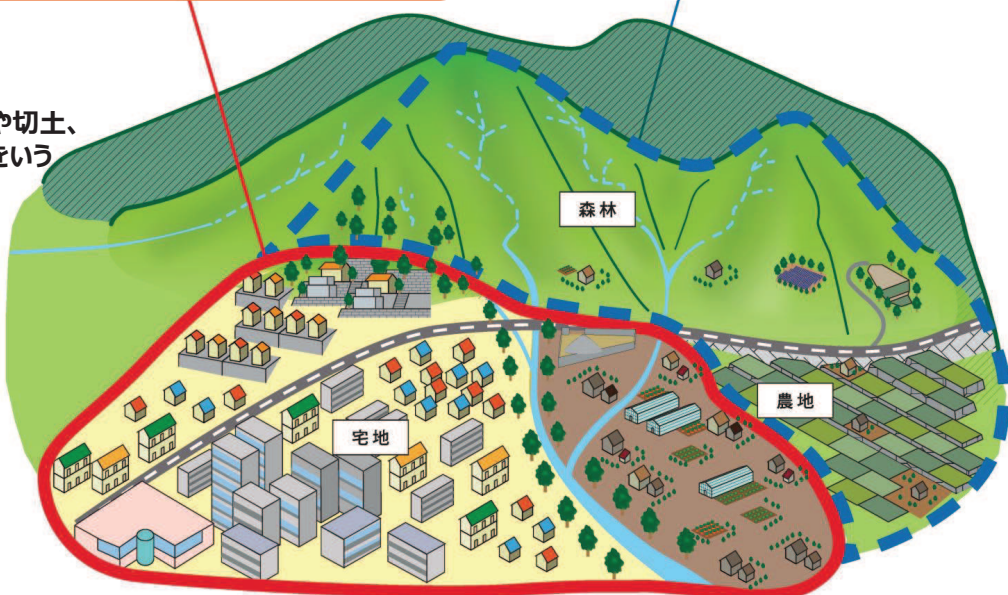
宅地造成等工事規制区域 (通称：宅造区域)

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域 (通称：特盛区域)

市街地や集落などから離れているものの、地形の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいう



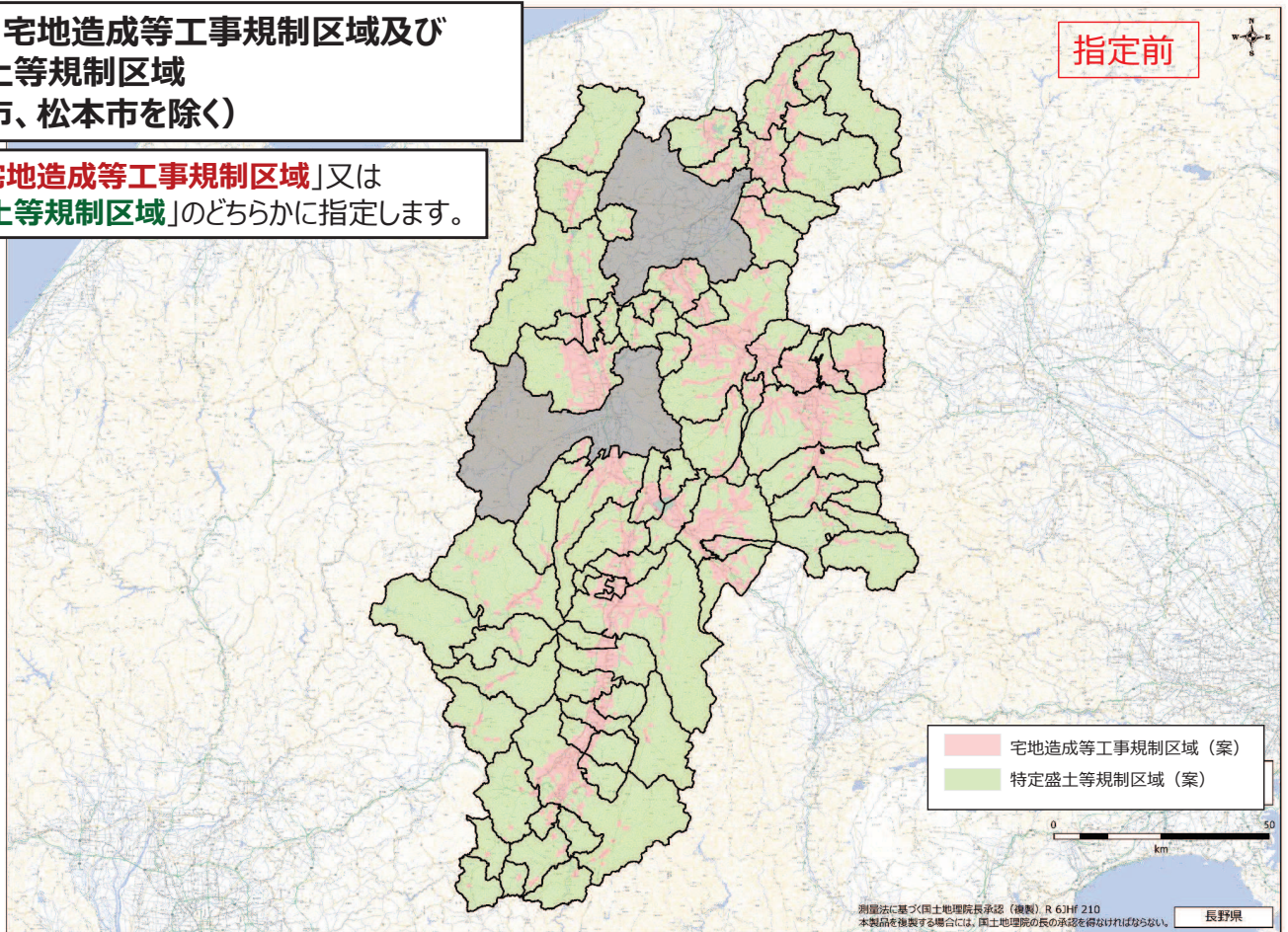
7

1-3 長野県における規制区域（県管轄区域）

1 盛土規制法の概要

長野県 宅地造成等工事規制区域及び
特定盛土等規制区域
(長野市、松本市を除く)

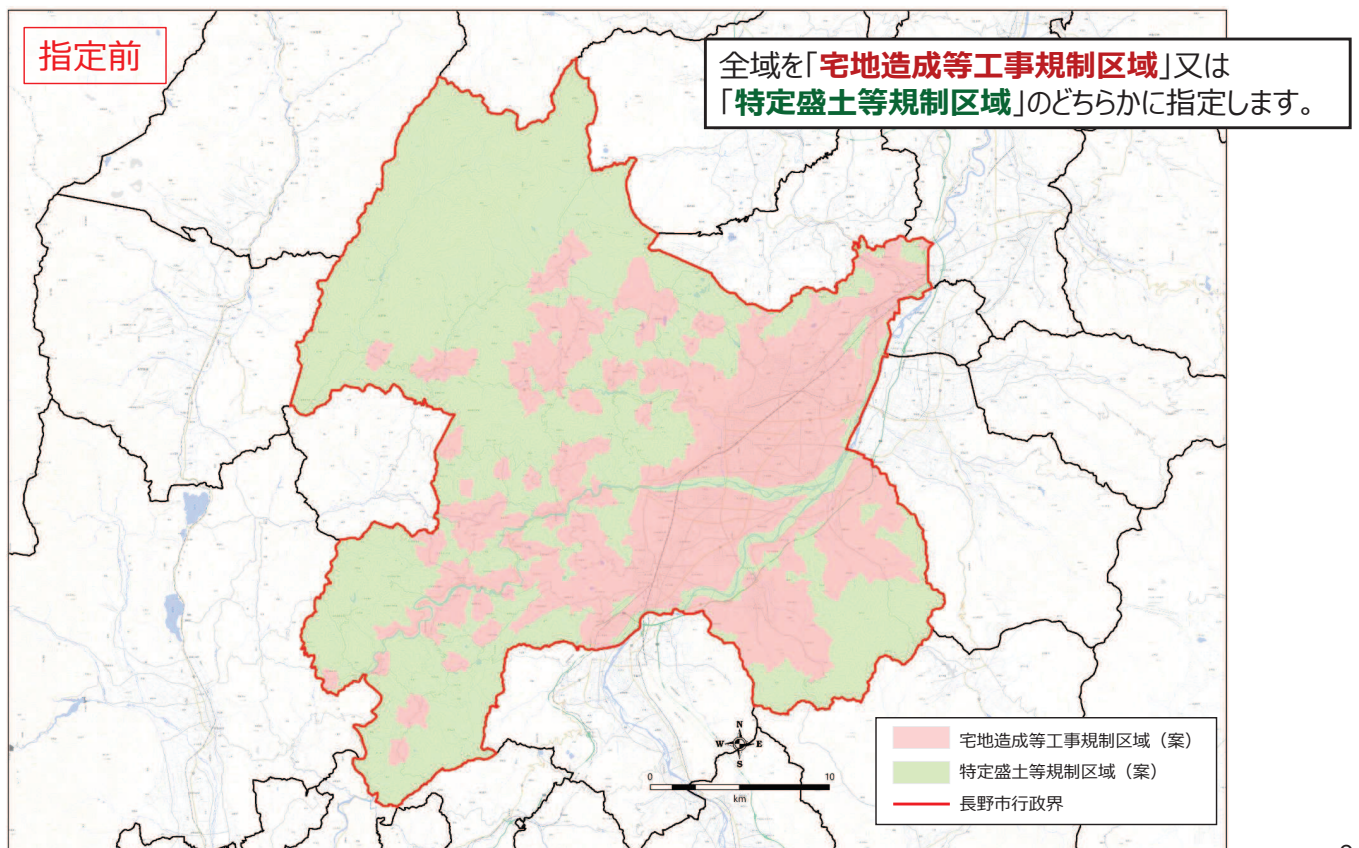
全域を「宅地造成等工事規制区域」又は
「特定盛土等規制区域」のどちらかに指定します。



1-3 長野県における規制区域（長野市）

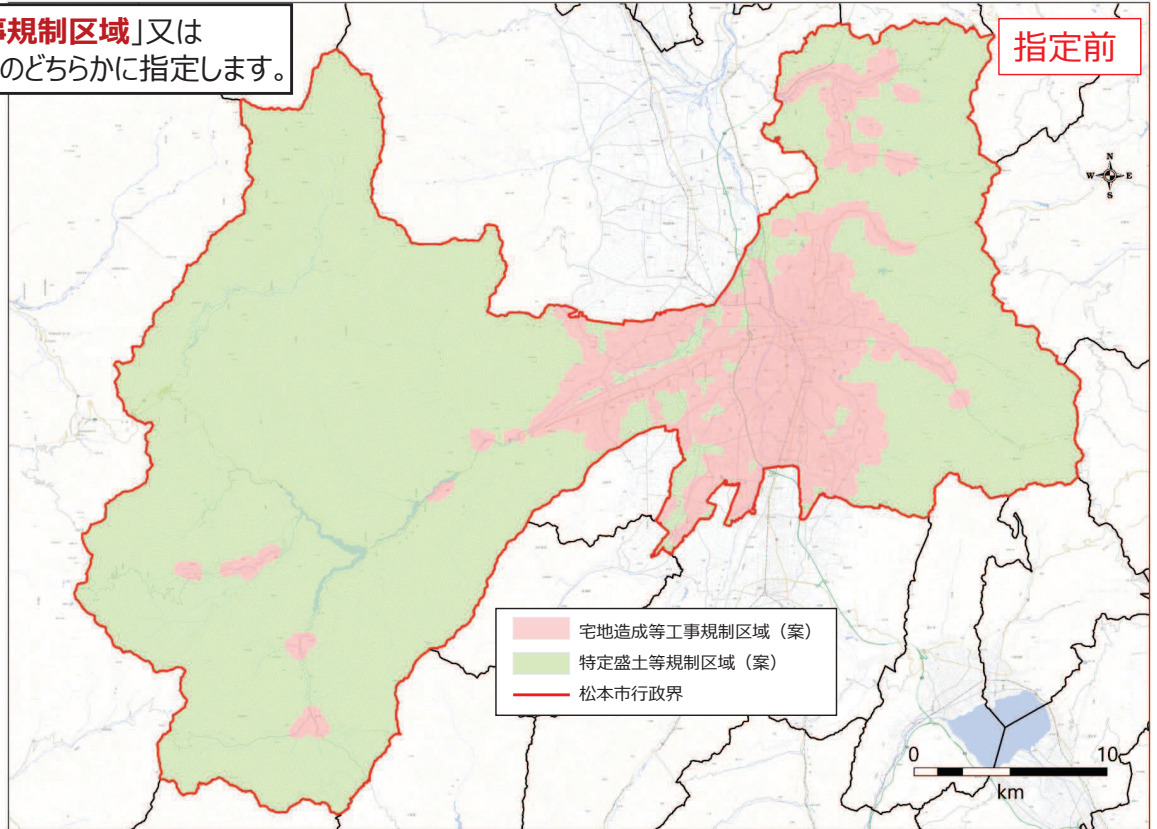
1 盛土規制法の概要

長野市 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



松本市 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」のどちらかに指定します。

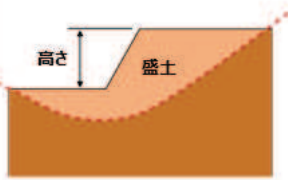
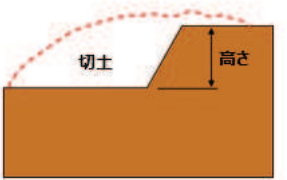
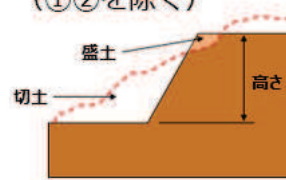
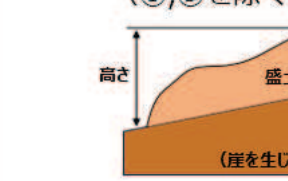

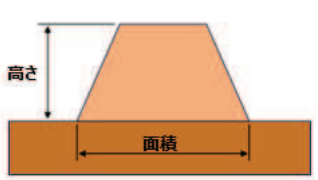



10

2 盛土規制法の規制対象について

2-1 規制対象となる工事の規模

2 盛土規制法の規制対象について

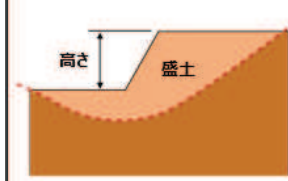
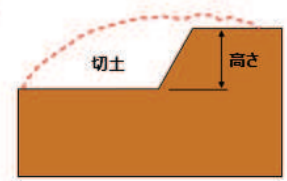
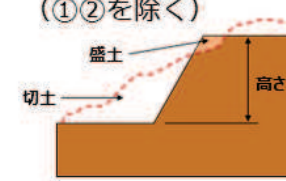
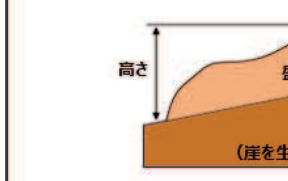
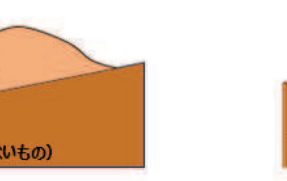
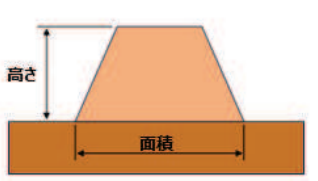

宅地造成等工事規制区域			許可
<土地の形質の変更（盛土・切土）>			
① 盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①②を除く)	<一時的な土石の堆積>
			
④ 盛土で高さが 2m超 となるもの (①,③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①~④を除く)		
			
			⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの
			
			⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
			

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。
 ※ 「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（5年以内）で除却されるもの。

12

2-1 規制対象となる工事の規模

2 盛土規制法の規制対象について

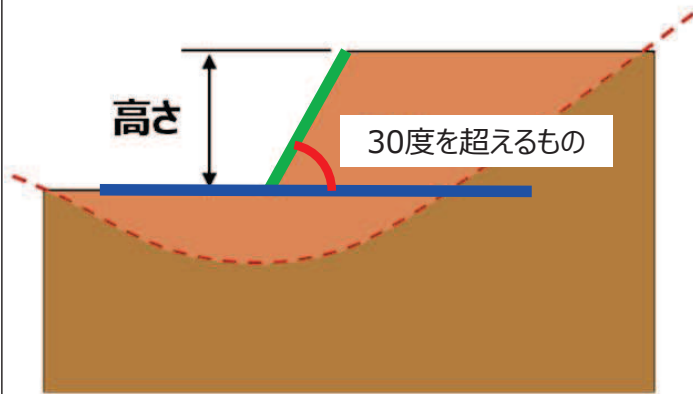
特定盛土等規制区域			届出	許可
<土地の形質の変更（盛土・切土）>				
① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①②を除く)	<一時的な土石の堆積>	
				
④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①,③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①~④を除く)			
				
			⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ 面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	
				
			⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
				

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。
 ※ 「土石の堆積」とは、一時的に土石を積み重ね、一定期間（5年以内）で除却されるもの。

13

■ 崖の考え方 ■

「崖」とは、地表面が水平面に対し
30°を超える角度をなす土地



緑線：地表面
青線：水平面

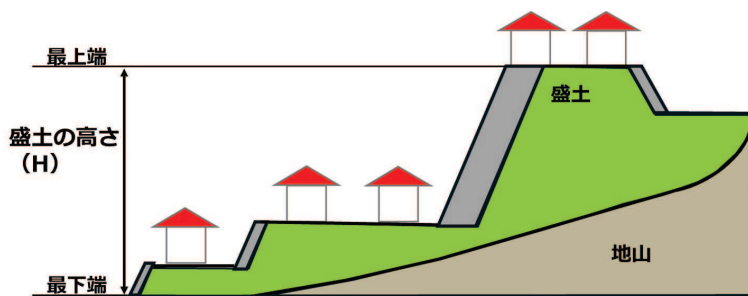
呼称	表記	角度 (°)
一分	1 : 0.1	84.3
...
一割七分	1 : 1.7	30.5
一割八分	1 : 1.8	29.1
...

14

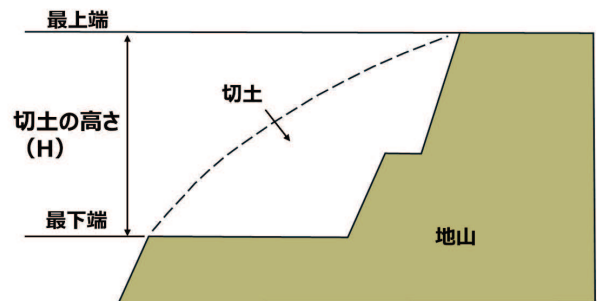
2-2 許可対象の考え方

■ 高さの考え方 ■

盛土の高さ：盛土の**最下端**と**最上端**の標高差をいう。
切土の高さ：切土の**最下端**と**最上端**の標高差をいう。



盛土の高さの計測イメージ



切土の高さの計測イメージ

※擁壁等を設置する場合は、基礎となる地下の部分は高さの範囲に含まれません。

■面積の考え方■

A: 許可の要否を判断する面積

現地盤との標高差（厚さ）が30cmを超える土地の形質変更等を行う面積の合計

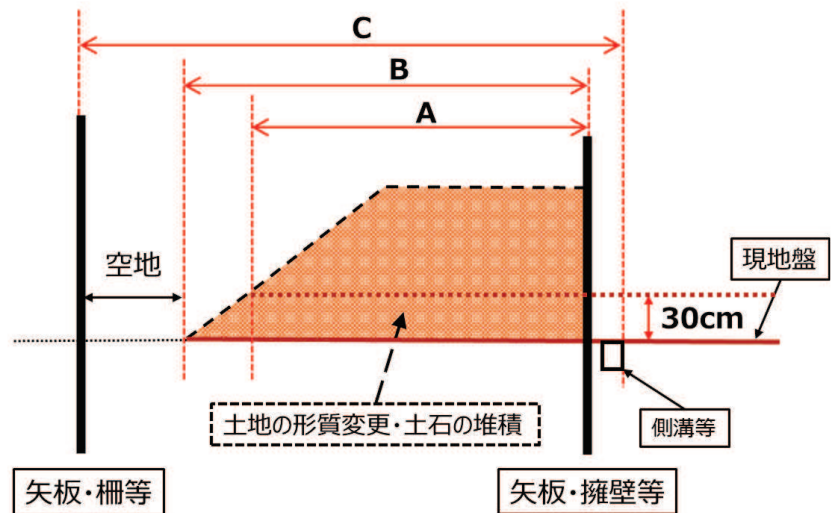
B: 造成する面積（申請面積）

現地盤との標高差（厚さ）が30cm以下の土地を含む土地の形質変更等を行う面積の合計

※擁壁・矢板等が一体で施工されている場合は、それらを含む面積の合計とする。

C: 土地の面積

土地の形質変更又は土石の堆積を行わない面積を含む
開発を実施する全体の面積



16

■一体性の考え方■

盛土等が一体であるかの判断は、以下の事項を踏まえ**総合的に判断**される。

※計画ごとの判断となるため、開発を行う前に許可権者へご相談ください。

・事業者の同一性

事業者が実質的に一体と認められる場合

・物理的一体性

- ①複数の盛土等が「隣接」し、外形上一体の盛土等を形成する場合
- ②複数の盛土等が「近接」し、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれのある場合
- ③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり、「一体不可分」となる場合

・機能的一体性

事業的、計画的に行われる等、同じ目的で複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関係している場合

・時期的近接性

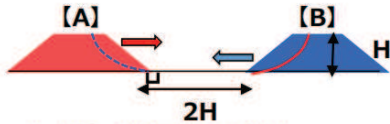
盛土等が行われた時期が近い場合

17

2-2 許可対象の考え方

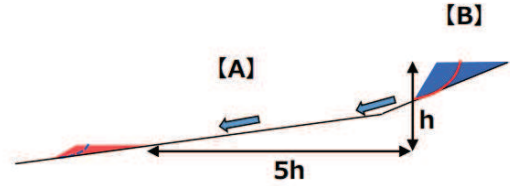
2 盛土規制法の規制対象について

【平地盛土】



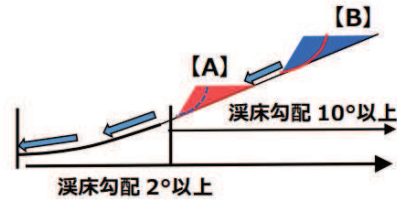
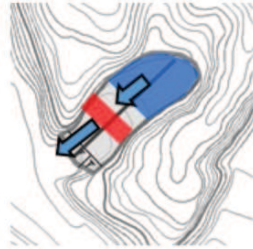
●**判断基準**：盛土間の離隔が $2H$ 以内
土石の堆積の空地と同様に、崩壊事例に基づく崩土の移動距離より盛土間の離隔を想定。一方の盛土が崩壊することによって、他方の盛土の排水機能等を損なわせ、盛土が不安定化することが考えられる。

【腹付け盛土】



●**判断基準**：盛土間の離隔が $5h$
治山技術基準等に示される崩壊土砂の到達範囲をもとに盛土間の離隔を想定。

【谷埋め盛土】



●**判断基準**：溪流等（**渓床勾配 10° 以上・全幅 $50m$ を基本とする範囲**）において盛土が上下に位置する場合
溪流等の盛土と同様に、土石流が流下するおそれのある溪流の範囲として渓床勾配 10° 以上の範囲を想定。
本範囲に盛土の一部があれば、他の盛土と一体的な挙動を示しうるケースに該当。

物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

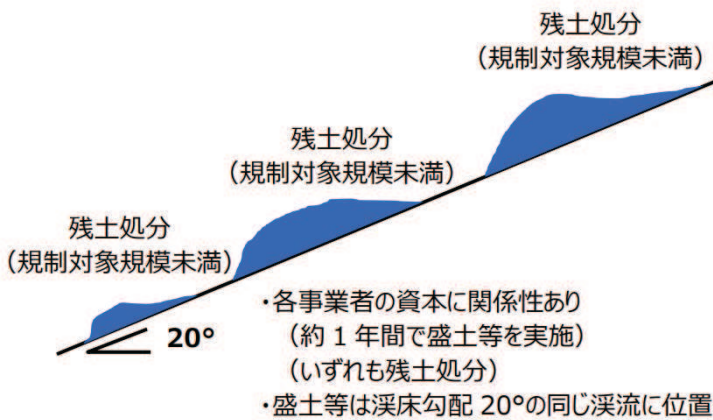
18

2-2 許可対象の考え方

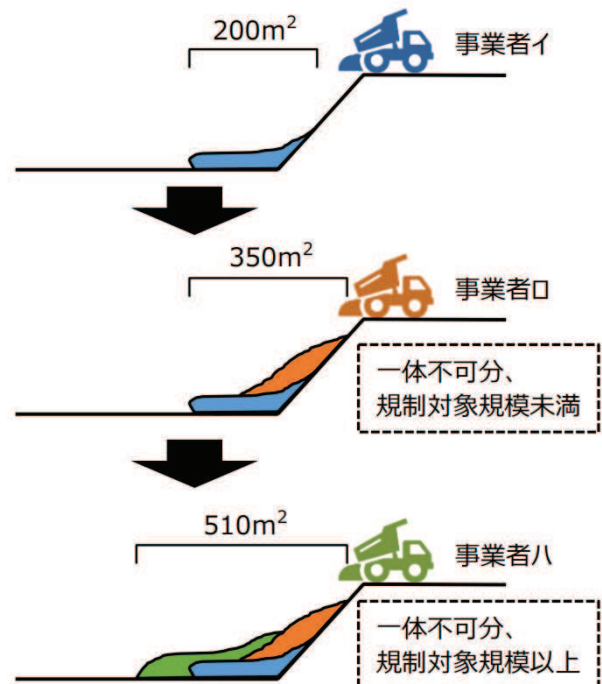
2 盛土規制法の規制対象について

盛土等の一体性の判断

「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合



「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合



一体の盛土等と認められる場合の例

「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」より

19

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

許可の対象となる規模の工事であっても、その工事に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事や他の法令等により確認が行われる工事は許可不要となっている。

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（1） ■

○各種法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事

⇒以下に示すとおり。

なお具体的な許可等の該当条項については、政令第5条及び省令第8条を参照のこと。

鉱山保安法

鉱業法

採石法

砂利採取法

土地改良法

火薬類取締法

家畜伝染病予防法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

土壌汚染対策法

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

20

2-3 許可を要しない工事

2 盛土規制法の規制対象について

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（2） ■

○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

⇒林道、「森林作業道作設指針」等の指針に基づき整備される森林作業道や土場等

○国若しくは地方公共団体または次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

⇒「次に掲げる法人」は以下のとおり

地方住宅供給公社

土地開発公社

日本下水道事業団

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

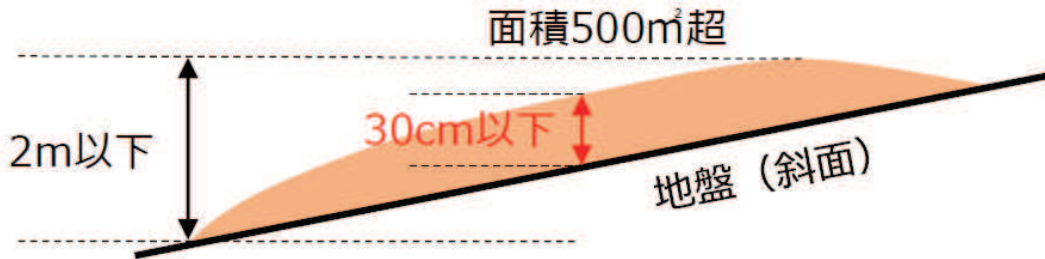
独立行政法人水資源機構

独立行政法人都市再生機構

21

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（3） ■

- 高さ2m以下かつ盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの



高さ：盛土の最下端と最上端の標高差（最大高低差）

前後の地盤面の標高の差：同一位置における地盤と盛土等の鉛直方向の標高差（盛土の厚さ）

全ての条件を満たす場合は、**面積の規模に関わらず許可不要**となる。

22

■ 災害発生のおそれがないと認められる工事（4） ■

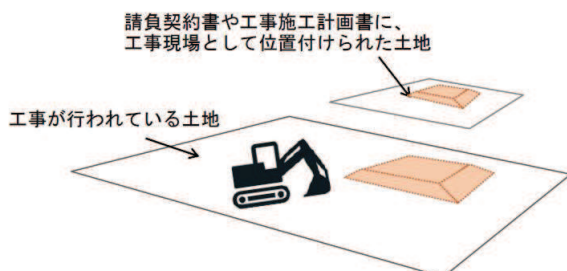
- 次のいずれかに該当する土石の堆積

- ・ 土石の堆積を行う土地の**面積が300㎡を超えないもの**
- ・ 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の**標高との差が30cmを超えないもの**
- ・ 工事の施工に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石または発生した土石を当該工事の**工事の現場**または**工事の現場の付近**に堆積するもの

◆ 工事の現場

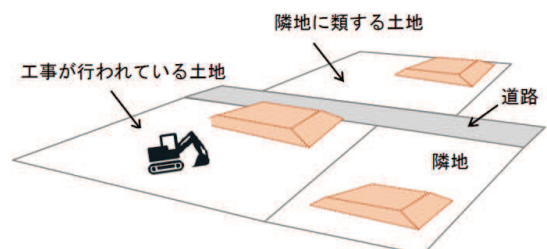
工事が行われている土地を指す。

なお、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地を含む。



◆ 工事の現場の付近

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地を指す。



23

■ 公共施設用地における工事 ■

公共の用に供する施設：道路、公園、河川その他政令または省令で定める公共の用に供する施設
⇒政令または省令で定める施設

砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する防衛施設

国または地方公共団体が管理する次の施設

学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

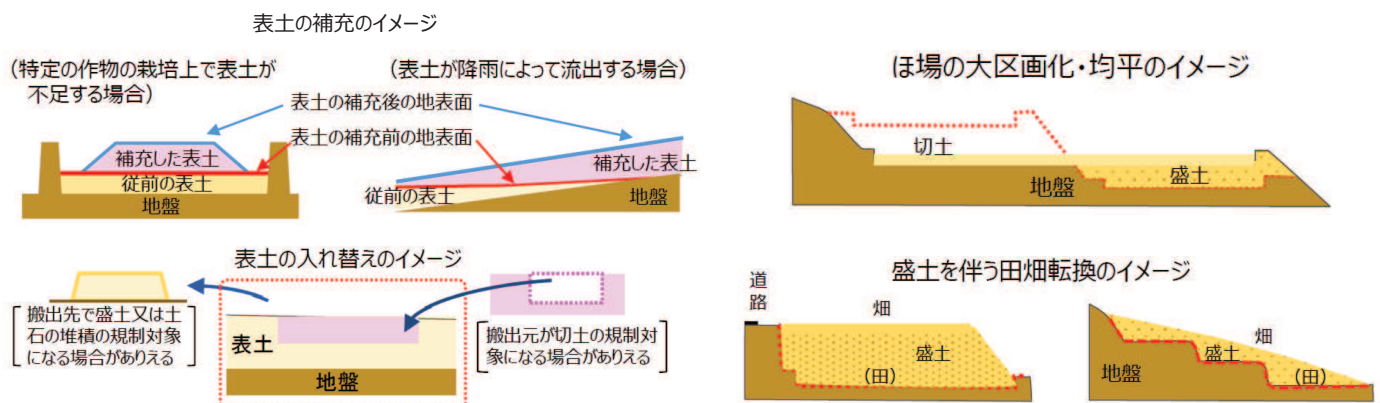
※公共施設用地とは、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含む。

※公共施設のための工事で発生した土砂を、工事現場以外の土地で残土処分等を行う場合は、**規制対象**となる。

24

■ その他法の対象外となる行為（1） ■

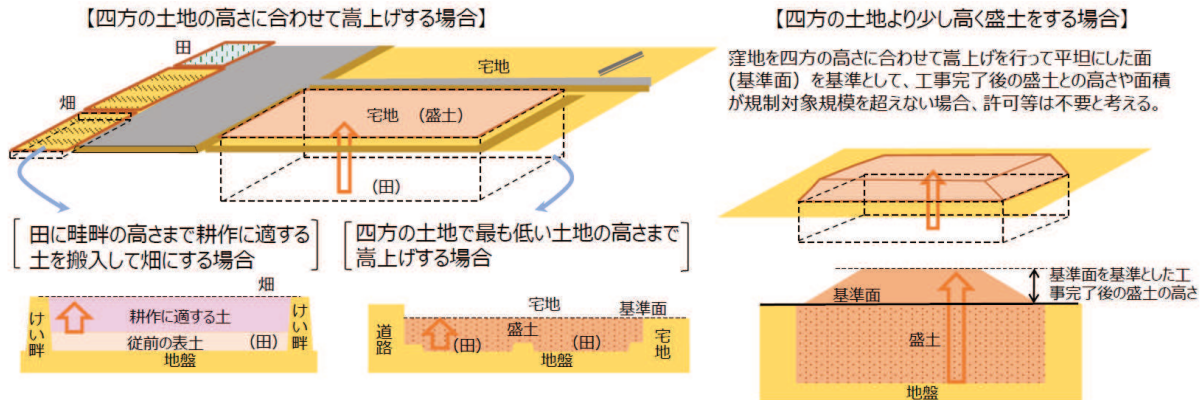
- グランド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
 - 主に土石に該当しない商品または製品を製造する工場等の敷地内において、原材料となる土石を堆積するもの
 - 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為
⇒通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充、表土の入れ替え、暗きよ排水の新設及び改修等
- ※通常の営農行為に当たらない、ほ場の大区画化や盛土を伴う田畑転換などは**規制対象**になり得る



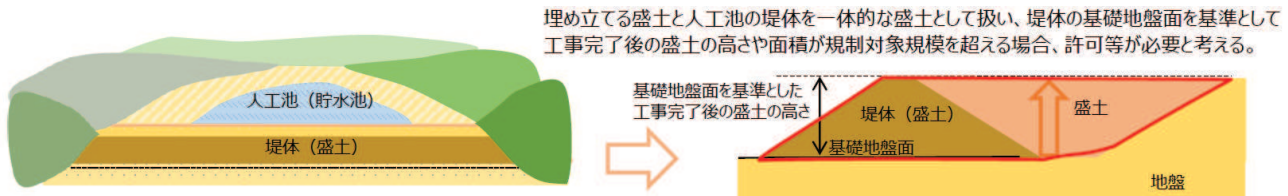
25

■ その他法の対象外となる行為（2） ■

○ 屋内で行われる盛土や、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にするもの及び平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えないもの。



※ただし、規制対象になり得る工事として、盛土による堤体を有する人工池を埋めるものなど、当該堤体も一体的な盛土として扱うことが妥当な場合は、堤体の基礎地盤面を基準として高さや面積が規制対象規模となるか判断する。



26

2-3 許可の特例

■ 許可の特例 ■

● 国または都道府県等の特例

- ✓ 国または都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。
- ✓ これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要がある。
- ✓ ただし、協議であっても適用される技術的基準は許可と同等である。

● みなし許可

- ✓ 都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされる。都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出も同様。
- ✓ ただし、みなし許可の工事においても、盛土規制法に基づく以下の手続き等は必要。
 - 定期報告
 - 中間検査の受検
 - 標識の掲示

27

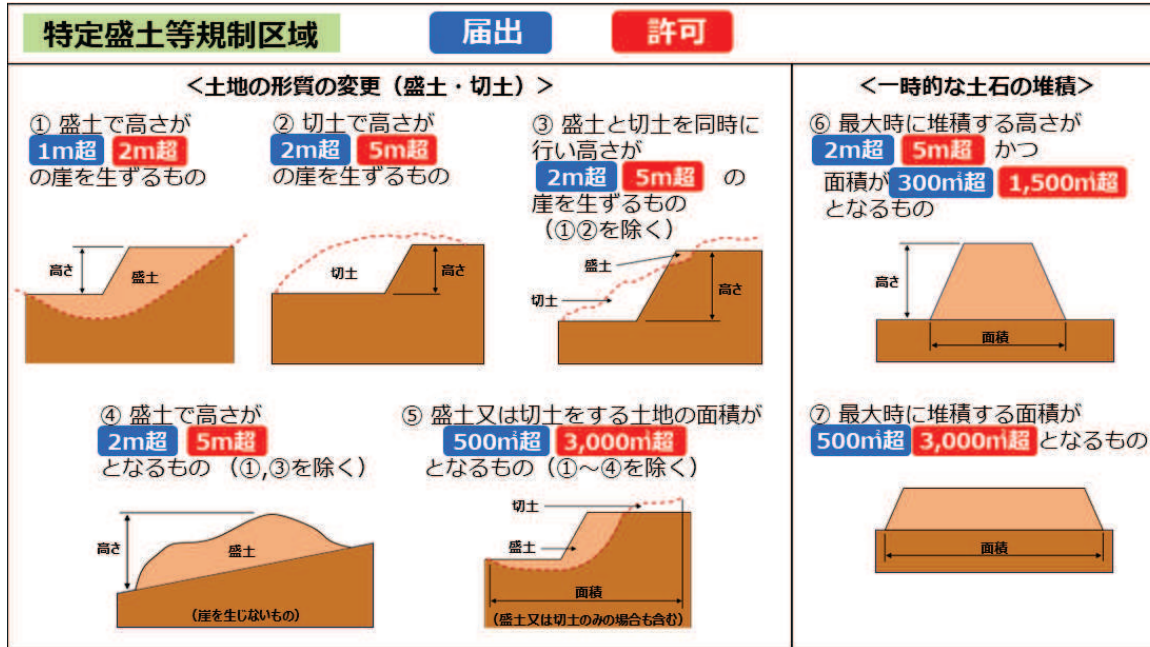
2-4 届出を要する工事

2 盛土規制法の規制対象について

■届出を要する工事（1）■

● 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出

- ✓ 特定盛土等規制区域内において行われる盛土等の工事のうち、一定の規模の工事については、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する30日前までに許可権者に届け出る必要がある。



28

2-4 届出を要する工事

2 盛土規制法の規制対象について

■届出を要する工事（2）■

● 擁壁等の除却工事の届出

- ✓ 以下のア～エいずれかの施設の全部又は一部の除却工事を行う場合は、その工事の着手日の14日前までに許可権者に届け出なければならない。

(盛土規制法の許可※を受けている場合、届出不要)

※変更許可及び軽微な変更の届出を含む

- ア 高さが2mを超える擁壁
 - イ 高さが2mを超える崖面崩壊防止施設
 - ウ 地表水等を排除するための排水施設
 - エ 地すべり抑止ぐい
- 等

● 公共施設用地の転用の届出

- ✓ 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、その転用した日から14日以内に許可権者に届け出なければならない。

(盛土規制法の許可※を受けている場合、届出不要)

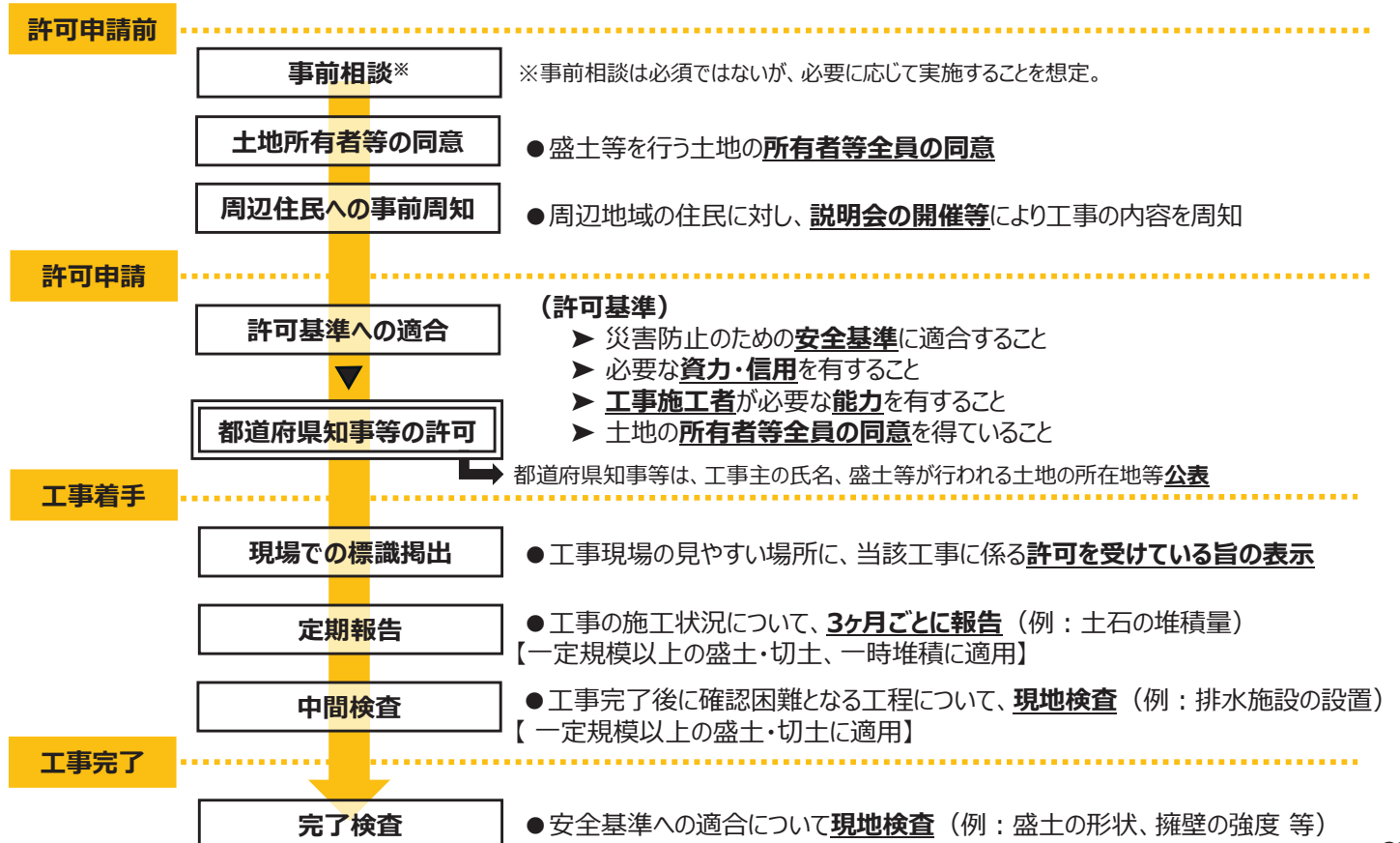
※変更許可及び軽微な変更の届出を含む

29

3 許可申請等の手続き

3-1 工事完了までの流れ

● 許可申請の流れ



● 土地所有者の同意

工事の許可申請にあたっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする**権利※を有する者すべての同意**を得ることが必要です。

◆ 対象となる権利

所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用賃借権、使用収益権（永小作権、地役権等）

以下の権利は、同意確認の対象外

- ・ 抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）
- ・ 建築物又は工作物のみに係る権利

【土地所有者の同意状況を確認するための資料】

- 土地の公図の写し
 - 土地の登記事項証明書
 - 同意書
 - 印鑑証明書
- 等

34

3-1 工事完了までの流れ【許可申請前】

● 周辺住民への事前周知

- ✓ 工事の許可申請にあたっては、予め、盛土等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、**工事の内容を周知させる**ために必要な措置を講じる必要がある。
- ✓ 周知については、**実施する工事の規模に応じて**、それぞれ必要な範囲に対して適切な方法で行う。

【工事の規模と実施内容】

①盛土等を行う**土地の面積が3,000m²を超える**場合（高さが1m以下のものを除く）
又は**土地の高さが5mを超える**場合
説明会の開催※が必要。

②①以外の盛土等 の場合

以下のいずれかの方法により周知が必要。

- ・ 説明会の開催
- ・ 工事の内容を記した書面の配布
- ・ 工事の内容を工事を行う土地又はその周辺での**掲示＋ウェブページへの掲載**

【周知の内容】

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積をする土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量

35

3-1 工事完了までの流れ【許可申請前】

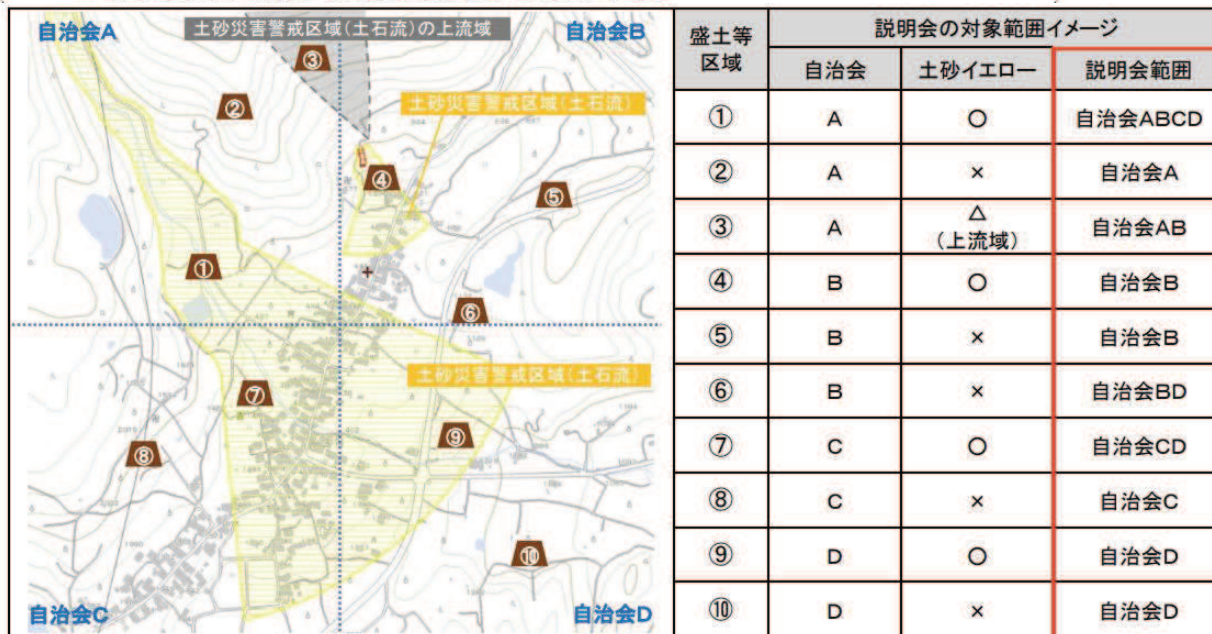
3 許可申請等の手続き

①の場合の周知範囲 土地の面積が3,000m²を超える場合又は高さが5mを超える場合

(対象範囲の考え方 (例))

- (1) 土砂災害警戒区域内に盛土等を行う場合は、盛土等区域の下流域であり、かつ、当該土砂災害警戒区域を含む自治会を説明会の対象と考える
- (2) 土砂災害警戒区域外に盛土等を行う場合は、盛土等が属する自治会を説明会の対象と考える
- (3) 盛土等区域が自治会境付近にあり、土地の形状などにより隣接自治会に土砂の流出の可能性のある場合は、隣接する自治会も説明会の対象と考える

「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」に準ずる



36

3-1 工事完了までの流れ【許可申請前】

3 許可申請等の手続き

②の場合の周知範囲 ①以外の盛土等の場合

盛土の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
a 平地盛土 b 切土 c 土石の堆積	・ 盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲 (※参考図Lの範囲)	
腹付け盛土	・ 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲 (※参考図Iの範囲)	
a 溪流等における盛土 b 谷埋め盛土 c 腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの	・ 下流の溪床勾配が2度以上の範囲	

37

● 資格を有する者の設計によらなければならない対象工事

- ✓ 高さが5mを超える擁壁の設置
- ✓ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

● 設計者の資格

- ア. 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者
- イ. 短期大学（3年制）（専門職大学の前期課程を含む）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者
- ウ. 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者
- エ. 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者
- オ. 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者
- カ. 技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」に限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る。）又は水産部門（選択科目「水産土木」に限る。））
- キ. 一級建築士
- ク. 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有するもので、国土交通大臣の認定する講習を終了した者
- ケ. 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

38

● 工事主の資力・信用

工事主に対して、工事を完成するために必要な資力を有していることを確認
工事主に対して、工事を行うために必要な信用を有していることを確認

■ 申請時に提出が必要となる書類

申請者が個人・法人いずれの場合でも、以下の項目に該当する書類が必要。

- 申請者の確認書類
- 資金計画書 等

※書類についての具体的な内容については、今後公表する手引きに掲載予定

● 工事施工者の能力

工事施工者が工事を完成するために必要な能力を有しているか確認。

- 事業経歴書
- 建設業の許可証明書 等

39

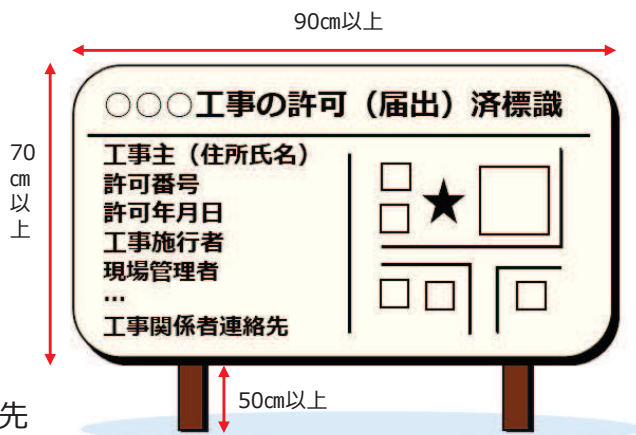
3-1 工事完了までの流れ【工事中】

● 標識の掲示

工事着手にあたっては、工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨を表示しなければならない。

※特定盛土等規制区域において届出済みである旨の表示を含む。

- ① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては、その代表者の氏名
- ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③ 工事施工者の氏名又は名称
- ④ 現場管理者の氏名又は名称
- ⑤ 宅地造成等に関する工事を行う区域の見取図
- ⑥ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑦ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑧ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑨ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑩ 宅地造成等に関する工事について異常を認めたときの連絡先
- ⑪ 工事関係者の連絡先
- ⑫ 許可又は届出を担当した都道府県等の部署の名称及び連絡先



40

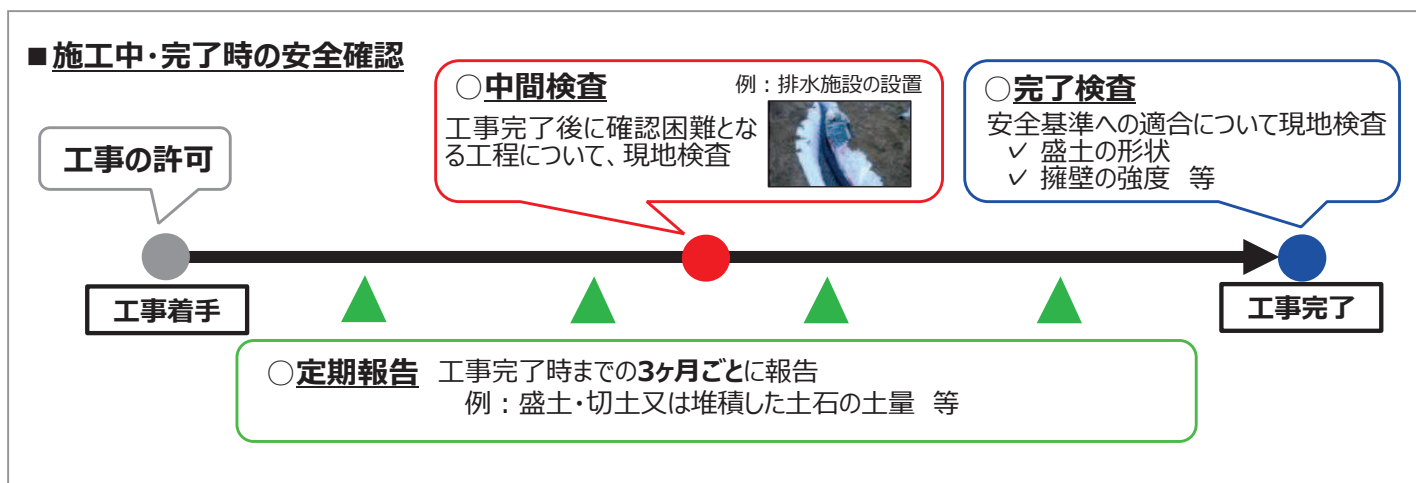
3-1 工事完了までの流れ【工事中・工事完了】

● 検査・定期報告

許可基準に沿って安全対策がおこなわれているかどうかを確認するため、

- ① **施工状況の定期報告**
- ② **施工中の中間検査**
- ③ **工事完了後の完了検査**

を実施する。



国交省資料より

41

3-1 工事完了までの流れ【対象規模】

3 許可申請等の手続き

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形状の変更(盛土・切土)	-	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	-	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	-	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形状の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	-	許可対象すべて	許可対象すべて

42

3-1 工事完了までの流れ【工事中】

3 許可申請等の手続き

● 定期報告

- 定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて許可日から**3か月ごと**に報告を行う。

【報告事項】以下の事項に加え、下記の表に示す内容となる。

- ・工事が施工される土地の所有地
- ・工事の許可年月日、許可番号
- ・前回の報告年月日（2回目以降より）

行為	報告を要する規模	報告事項	報告の期間
盛土又は切土	ア 盛土で高さ2m超の崖 イ 切土で高さ5m超の崖 ウ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（ア、イを除く） エ 盛土で高さ5m超（ア、ウを除く） オ 盛土又は切土の面積3,000㎡超（ア～エを除く）	● 報告の時点における次の事項 ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の施工状況	許可日から 3ヶ月ごと
土石の堆積	ア 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 イ 堆積の面積3,000㎡超	● 報告の時点における次の事項 ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・土石の堆積の土量 ● 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

43

● 中間検査

- 中間検査は、工事完了後に確認することのできない箇所について行う盛土等の安定性にかかわる重要な検査。
- 中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければならない。
- 中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の工程に進む。

中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	検査申請時期
盛土又は切土	ア 盛土で高さ2m超の崖 イ 切土で高さ5m超の崖 ウ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（ア、イを除く） エ 盛土で高さ5m超（ア、ウを除く） オ 盛土又は切土の面積3,000m ² 超（ア～エを除く）	・盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を配置する工事の工程 ・排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程	対象工程に係る工事の完了から 4日以内

44

● 完了検査

- 許可を受けた盛土又は切土に関する工事を完了後、**完了検査**を申請する。
- 許可を受けた土石の堆積に関する工事の完了後、**確認申請**を行う。

行為	検査を要する規模	区分	検査申請時期
盛土又は切土	許可対象全て	完了検査	工事完了から 4日以内
土石の堆積	許可対象全て	確認申請	

45

➤ 留意事項

検査等・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施にあたっては、特に、次の各事項に留意する。

- ア 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- イ 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ウ 検査等にあたっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- エ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- オ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- カ 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

46

3-2 責任の所在の明確化

● 管理責任

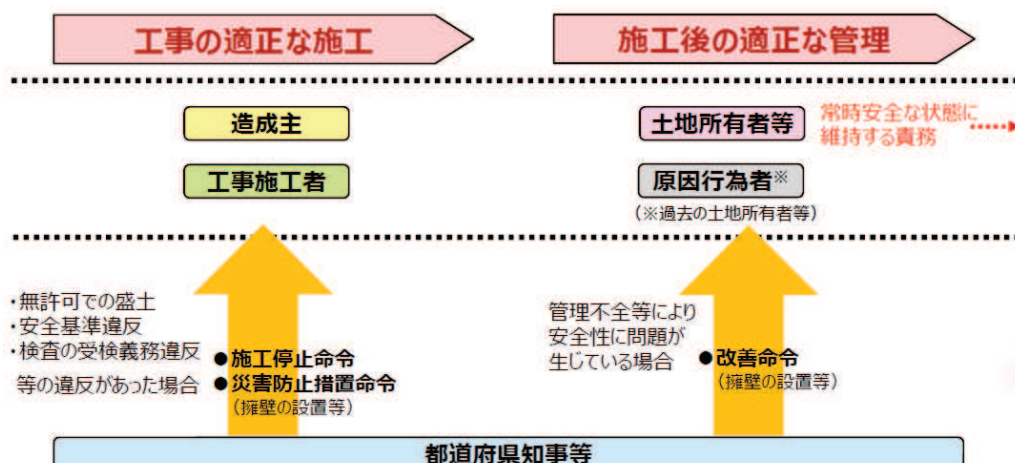
- ✓ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することが明確化

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者をいう。

● 監督処分

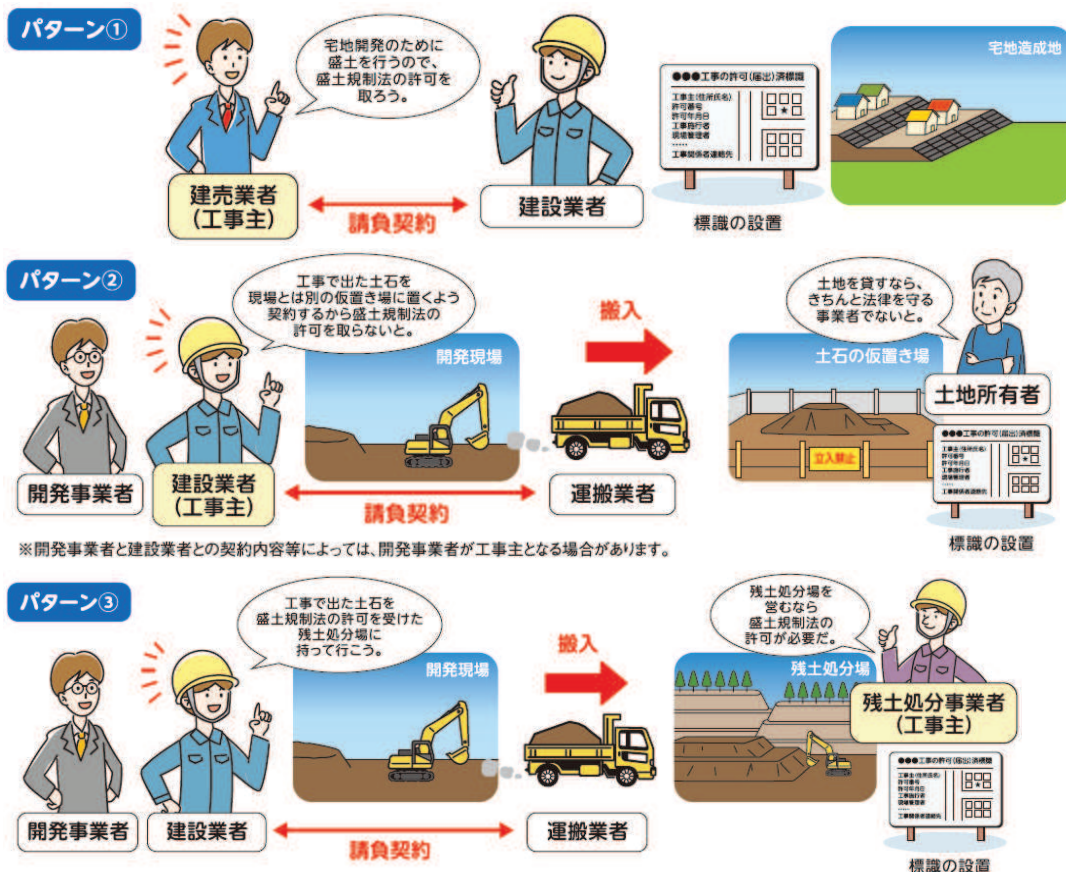
- ✓ 災害防止のために必要な時は、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しては是正措置等の命令が可能**

※盛土等を行った造成主、工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。



47

許認可等の申請は、盛土等を行う**工事主**が許可申請を行う必要があります。



48

3-3 申請先

- 申請の窓口については、原則として**工事の実施場所**を管轄に含む**建設事務所**とする。
- 中核市である**長野市**及び**松本市**で行う工事については、それぞれの**市の窓口**に申請。

	工事実施場所	申請窓口
1	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町	佐久建設事務所
2	上田市、東御市、青木村、長和町	上田建設事務所
3	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	諏訪建設事務所
4	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	伊那建設事務所
5	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	飯田建設事務所
6	上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町	木曾建設事務所
7	塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	松本建設事務所
8	安曇野市	安曇野建設事務所
9	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	大町建設事務所
10	千曲市、坂城町	千曲建設事務所
11	須坂市、小布施町、高山村	須坂建設事務所
12	信濃町、小川村、飯綱町	長野建設事務所
13	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	北信建設事務所
14	長野市	長野市 建設部
15	松本市	松本市 建設部 建築指導課

49

- 許可申請手数料
- 変更許可申請手数料
- 中間検査手数料 等

許可申請、中間検査および変更許可等に必要な手数料については、調整中。
決まり次第、公表予定。

50

3-3 標準処理期間

■ 標準処理期間 ■

- 本件における標準処理期間は、以下の表のとおり。
- 標準処理期間の日数は開庁日で計算し、**土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は含まない。**

※標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もある。

許認可等の種類	標準処理期間
盛土又は切土の許可（高さが15m以下の場合）	30日
盛土又は切土の許可（高さが15mを超える場合）	45日
土石の堆積の許可	14日

※ 書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれない。

※ 申請が適正であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合は、その応答があるまでの期間は含まれない。

51

	概要	規定
施設	擁壁、排水施設、その他の施設	・擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
施設の設置その他必要な措置	地盤について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置等） ・急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置 ・盛土又は切土の上面の排水勾配 ・山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15m超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認 ・切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強
	擁壁等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1m超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置 ※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり (イ) 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合 (ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合 (ハ) イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面 ・擁壁は構造計算等により設計 ・擁壁には水抜き穴等を設置
	崖面及びその他の地表面について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要さない崖面には石張り等の措置 ・崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置 ※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり (イ) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面 (ロ) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面 (ハ) 農地等で植物の生育が確保される地表面（例）畑等の利用が想定される土地
	排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等について、構造等を規定 （例）管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること 等 ・盛土において、盛土をする前の地表面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定

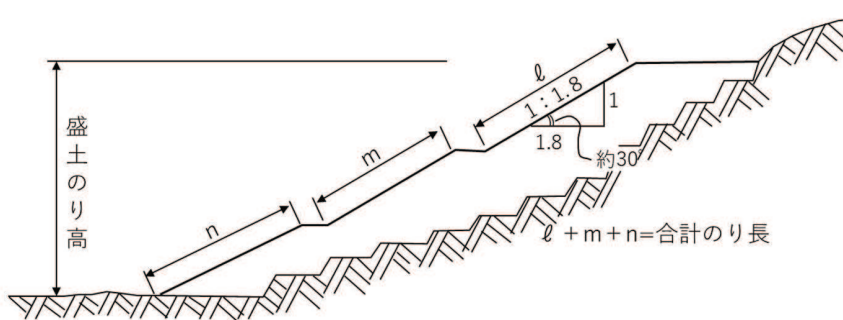
盛土防災マニュアルの改正概要と考え方（国交省）

54

4-1 土地の形質の変更に係る技術的基準

◆ 盛土のり面

- ✓ 盛土のり面の勾配は、原則として**30度以下**としなければならない。
- ✓ 30度を超える場合は「崖」となり、**擁壁を設置**することより崖面を覆う必要がある。
※土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合についてはこの限りではない。（のり面保護工等の実施）



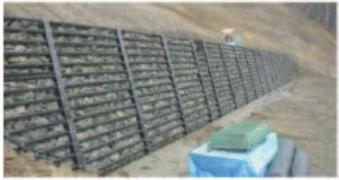
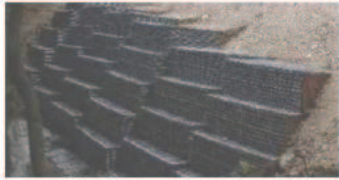

呼称	表記	角度 (°)
一分	1 : 0.1	84.3
...
一割七分	1 : 1.7	30.5
一割八分	1 : 1.8	29.1
...

※小段の設置、締め固め、段切等のその他の基準については、今後公表予定の手引きをご確認ください。

◆ 崖面崩壊防止施設

- ✓ 擁壁と異なり、**地盤の変形への追従性と適切な透水性を有する施設のこと。**
- ✓ 保全対象等との位置的関係等を総合的に判断し、**地盤の変形を許容できる場合に限り、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設が適用可能である。**

崖面崩壊防止施設の代表工種

工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
イメージ写真			
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い		中程度

※工種により地盤への変形への追従性や透水性が異なるため、崖面の特性に応じて選定する。

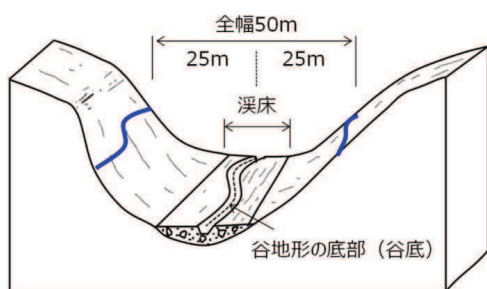
- ✓ 宅地等の**地盤の変形が許容されない土地には適用不可。**
⇒宅地等の場合は擁壁による崖面の保護を実施

56

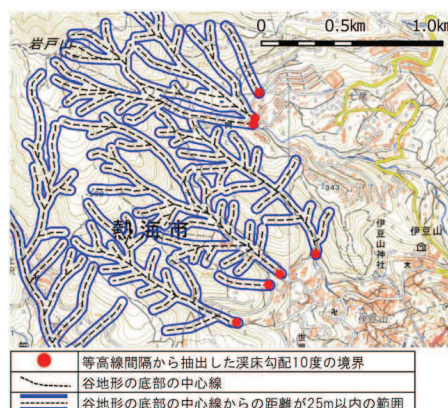
4-1 土地の形質の変更に係る技術的基準

◆ 溪流等における盛土

「溪流等」が指す範囲は、溪床勾配10度以上の勾配を呈す一連の谷地形で、その底部の中心線から全幅50mの範囲をいう。



溪流等の概念図



溪流等における盛土は慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があるが、やむを得ず溪流等で盛土を行う場合は、以下のような措置を必要とする。

- ・盛土の高さは**15m以下**を基本
- ・15m越えの場合は、**間隙水圧や盛土の強度低下を考慮した安定計算**
- ・周辺の湧水等の影響を検討し、必要に応じて**擁壁等の構造物による保護**
- ・溪流等の流水が盛土内に浸透しないように**開水路により処理**すること原則とし、地山からの伏流水等を処理するための**暗渠排水工の設置**（溪流を埋め立てる場合には、本川・支川を問わず**従来の溪床に暗渠排水工の設置**を義務付け）
- ・高さや土量が特に大規模な盛土については、**三次元解析**（変形解析や浸透流解析等）により、二次元の安定計算モデルや計算結果の妥当性について検証するとともに、三次元解析のための詳細な**地質調査及び水文調査の実施**

57

◆ 地下水排除工（暗渠排水工）

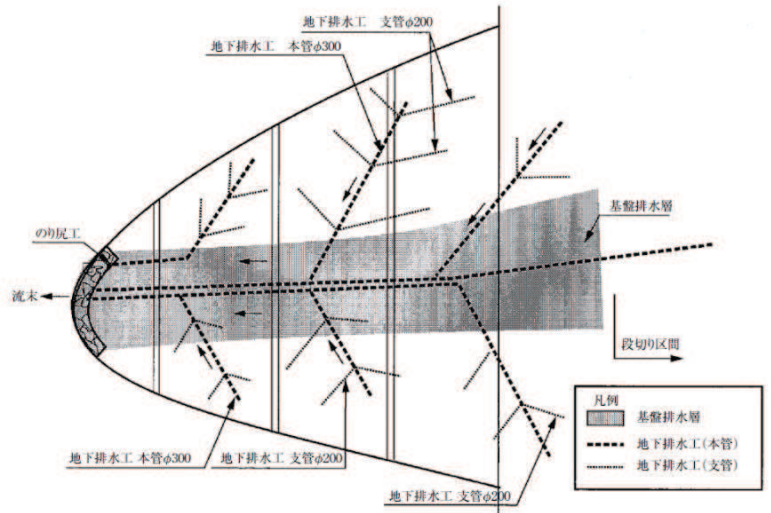
盛土崩壊の多くが地山からの湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土及び基礎地盤等において十分な排水対策を実施する。

○現地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に**樹枝状に設置**することを基本とする。

○地下水排除工は、施工完了後に確認することができない、盛土の中に埋設する排水施設である。

⇒**中間検査の対象工程として位置付け**

※中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければならない。



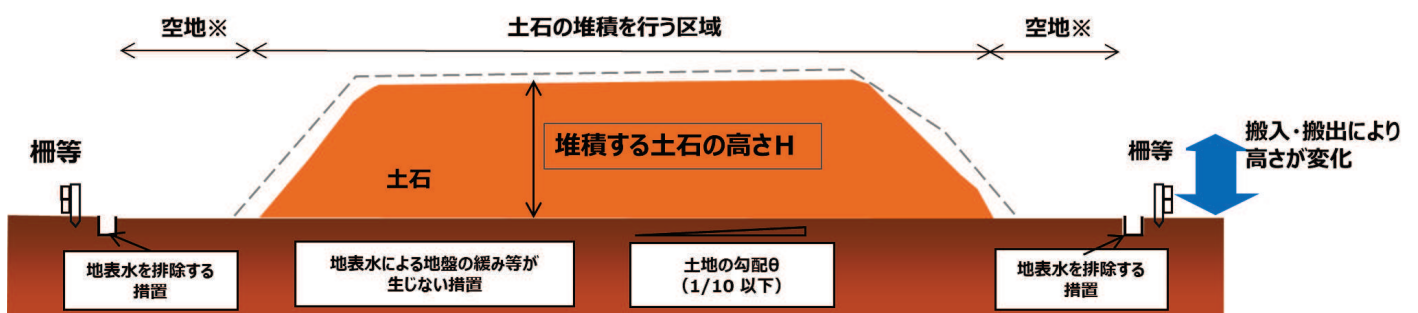
58

4-2 土石の堆積に係る技術的基準

● 土石の堆積

- ✓ 土石を堆積する土地の最大勾配を1/10以下とする
- ✓ 堆積した土石の周囲に、所定の幅※の空地を設けること
- ✓ 堆積した土石の周囲に柵等を設けること
- ✓ 堆積した土石の周囲に側溝等の地表水を排除する施設を設置すること

※空地の確保は堆積する土石の高さHにより
 Hが5m以下の場合：Hを超える幅
 Hが5mを超える場合：2Hを超える幅の確保 が必要



土石の堆積の概念図

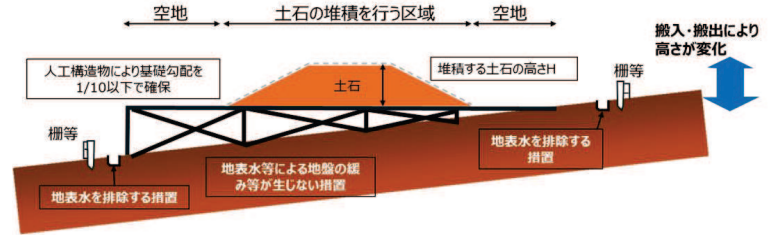
59

● 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

✓ 地盤の勾配が1/10を超える場合

① 構台等の設置

- ・構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物等を設置する。
- ・土石を堆積する面（空地を含む）の勾配は10分の1以下を確保する。



✓ 空地を設けない場合の措置

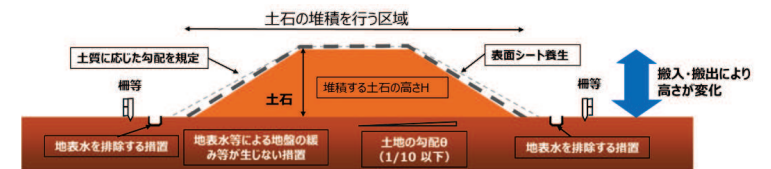
② 鋼矢板等の設置

- ・土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。



③ 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

- ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する。
- ・降雨等による侵食を防止するため、堆積した土石を防水性のシート等で覆い、表面を保護する。



60

5 おわりに

61

- ◆ 盛土規制法に関する申請・手続き、技術的基準に関する最新の情報については、ホームページで公開します。最新の情報を確認ください。

長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou.html>

長野市ホームページ

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n183500/contents/p005604.html>

松本市ホームページ

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/86/146317.html>

62

- ◆ 本日の説明会における質問事項については、下記のURL又は二次元バーコードからご提出ください。

○URL

<https://forms.office.com/r/LwQLyhTMuV>

○二次元バーコード



○受付期限：令和7年3月7日（金）

ご清聴ありがとうございました。

63